

# 北海道医療大学歯学部附属 歯科衛生士専門学校学生通則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則(以下、「本校学則」という。)に定めあるもののほか、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生(以下、「学生」という。)の守るべき事項を定めることを目的とする。

## 第2章 保 証 人

### (保 証 人)

第2条 学生は入学の際、保証人を定め、その連署による誓約書をもって、校長に提出しなければならない。

2 保証人は、父母又は父母に準ずる保護者とする。

3 保証人を変更し、又は保証人が住所を変更した場合は、速やかに保証人変更届又は保証人住所変更届を提出しなければならない。

4 保証人は、保証する学生の修学目的達成のために、責任をもって協力しなければならない。

## 第3章 住 所 届

### (住 所 届)

第3条 学生は入学の際、速やかに住所届を提出する。また、これを変更した場合は、住所変更届を提出しなければならない。

## 第4章 本人確認書類の提出及び身上異動報告

### (本人確認書類の提出)

第4条 学生は入学の際、学校が指定する本人確認書類を提出しなければならない。

### (身上異動報告)

第5条 学生は、改姓その他一身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

## 第5章 服 装

### (服 装)

第6条 服装は、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。

## 第6章 学 生 証

### (学生証の携帯)

第7条 学生は、入学の際学生証の交付を受けて、常時これを携帯しなければならない。

2 前項の学生証を破損又は紛失したときは、速やかに学生支援課に申し出て、書き換え又は再交付を受けなければならない。

### (学生証の返納)

第8条 学生証は、卒業、転学、退学及び除籍並びにその有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

## 第7章 健 康 診 断

(定期健康診断)

第9条 学生は、学校保健法により、毎年学校で施行する健康診断(以下、「診断」という)を受けなければならない。

(健康診断の延期)

第10条 疾病その他の正当な事由により、前条の診断を受けることのできないときは、その事由を付して届け出なければならない。

(臨時健康診断)

第11条 前条の規定により、診断を延期していた者は、その事由が消滅したとき、又は復学しようとするときは、届け出て診断を受けなければならない。

## 第8章 欠 席

(欠 席)

第12条 学生は、欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。やむを得ない事由により、事前に届け出ることができなかったときは、その事由を付して、登校の際速やかに届け出なければならない。

2 学生は疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

## 第9章 退学・休学・転学・再入学及び復学 (退学・休学・転学・再入学及び復学)

第13条 本校学則第20条及び第29条から第33条までの規定により退学、休学、転学、又は再入学若しくは復学の許可を受けようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署をもってそれぞれの退学願、休学願、転学願、再入学願又は復学願を校長に提出しなければならない。

い。

## 第10章 禁煙及び受動喫煙防止 (禁煙及び受動喫煙防止)

第14条 学生は、保健・医療・福祉を中心とした専門職業人を目指す者として、健康増進及び受動喫煙防止の理念を理解し、自身のみならず第三者の健康に配慮する立場にあり、受動喫煙の防止のため、禁煙に関する責務を果たさなければならない。

2 学生の禁煙に関する責務は、次による。

- (1) 学生は、構内及び指定地域において喫煙してはならない。
- (2) 学生は、学校に禁煙誓約書を提出しなければならない

## 第11章 学生のクラブ・同好会 (趣 旨)

第15条 学生のクラブ・同好会(以下「クラブ・同好会」という。)とは、本校の教育目標に即し、知育・徳育・体育の修練、趣味教養の涵養、学生相互の啓発など学生生活の充実向上をはかることを目的とし、専任教員の指導と助言を受けるとともに、10名以上の学生によって組織され、本章に規定する手続をするものとする。

(部 長)

第16条 クラブ・同好会には、部長を置かなければならない。必要に応じ副部長を置くことができる。

2 部長及び副部長には、本校の専任教員を充てるものとする。

(クラブ・同好会の設立)

第 17 条 学生が校内においてクラブ・同好会を設立しようとするときは、クラブ・同好会設立願を 4 月 30 日までに校長に提示し、承認を得るものとする。

(クラブ・同好会の継続)

第 18 条 承認されたクラブ・同好会が継続して活動しようとするときは、毎年 4 月 30 日までにクラブ・同好会継続願にクラブ・同好会の役員及び参加者名簿、年間行事計画書、前年度活動報告書を添え、校長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の承認を得ないクラブ・同好会は、解散したものとみなす。

(承認事項の変更等)

第 19 条 承認を受けたクラブ・同好会が承認事項等を変更しようとするときは、クラブ・同好会変更願を校長に提出し、承認を得るものとする。

(クラブ・同好会の解散)

第 20 条 クラブ・同好会が解散しようとするときは、速やかに解散願を校長に提出し、承認を得るものとする。

(印刷物等の承認)

第 21 条 学生及びクラブ・同好会が、新聞・雑誌・小冊子・その他の印刷物を発刊・頒布しようとするときは、印刷物頒布願に原稿を添付のうえ、校長に提出し、承認を得るものとする。

(校外団体加入又は参加等)

第 22 条 クラブ・同好会が校外の行事に参加若

しくは共催しようとするときは、校外団体加入参加共催願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の規程により、承認を得た校外団体の規約が変更されたときには、速やかに校外団体規約変更届を校長に提出し、承認を得るものとする。

3 クラブ・同好会が、継続して校外団体に加入しようとするときには、毎年 4 月 30 日までに校外団体加入継続願を校長に提出し、承認を得るものとする。

4 前項の承認を得ないクラブ・同好会は、脱退したものとみなす。

第 12 章 集会・行事

(集会等)

第 23 条 学生が校内外において集会又は行事をしようとするときは、7 日前までに集会・行事願を校長に提出し、承認を得るものとする。ただし、クラブ・同好会が固有の活動のため平常使用している場所で、部員のみで集会・活動するときは、この限りでない。

2 学生が、団体又は指導者・講演者等を校外から招へいしようとするときは、前項の手続を要するものとする。

3 他校の学生を、第 1 項の集会・行事に参加させようとするときは、他校の学生の所属する学校長の承諾書を添えて、第 1 項に定める手続を要するものとする。

(施設等の使用承認)

第 24 条 集会・行事のために、学校の施設又は備え付けの物品を使用するときは、施設使用願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の規定により、使用の承認を受けた者は、この集会・行事のために生ずる一切の責任を負わなければならない。

(署名運動、または世論調査等)

第 25 条 学生が校内外において署名運動又は世論調査をしようとするときは、第 23 条の規定を準用するとともに署名運動・世論調査願を校長に提出し、承認を得るものとする。

(募金又は物品の販売等)

第 26 条 学生が募金・物品の販売等金銭上の収入を伴う行為をしようとするときは、7 日前までに募金・物品販売願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 募金及び物品販売等が終了した場合は、速やかに校長あて収支会計報告書を提出するものとする。

(掲 示 等)

第 27 条 学生が校内外において、ビラ、ポスター、立看板等を掲示しようとするときは、3 日前までに掲示願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 校外にあっては、掲示場所の管理責任者の承認を受け、第 1 項の手続をするものとする。

3 期間を経過した掲示物は、掲示責任者がこれを速やかに撤去するものとする。

(掲示規格、期間及び掲示物指定)

第 28 条 掲示物は、原則として日本工業規格 B2 版(新聞紙 2 頁大)以内のものとする。

2 掲示期間は、原則として 7 日以内とする。

3 掲示は、本校の定めた掲示場所以外を使用してはならない。

(承認事項の取消し)

第 29 条 学生の行為が第 11 章及び第 12 章の各条において、本校学則及びその他の規程に反し、若しくは本校の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、校長は第 15 条から前条までに規定する承認を取消することができる。

第 13 章 交通規制

(交通規制)

第 30 条 本校学則第 50 条の規定に基づき、本校に在籍する学生は、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車(以下、「自家用車等」という。)による通学を禁止する。ただし、特別な事情がある場合には、教員会の議を経て自家用車等での通学を許可することがある。

第 14 章 諸調査に対する協力

(調査の協力)

第 31 条 学生は、学校が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

第 15 章 雑則

(改廃)

第 32 条 この通則の改廃は、評議会の議を経て、校長が決定する。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この通則は、令和 3 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この通則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

